

参考資料

附則第三項（佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
	(社会福祉業務手当) 第六条 社会福祉業務手当は、保健福祉事務所、身体障害者更生相談所、中央児童相談所又は知的障害者更生相談所に勤務する次に掲げる職員で福祉に関する業務に従事したものに支給する。	(社会福祉業務手当) 第六条 社会福祉業務手当は、福祉事務所、身体障害者更生相談所、中央児童相談所又は知的障害者更生相談所に勤務する次に掲げる職員で福祉に関する業務に従事したものに支給する。
2 略	一〜四 略	一〜四 略

佐賀県労政事務所設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第七十八号

佐賀県労政事務所設置条例を廃止する条例

佐賀県労政事務所設置条例（昭和三十一年佐賀県条例第三十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第七十九号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

佐賀県屋外広告物条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十三号）の一部を次の

ように改正する。

第一条中「物件」の下に「並びに屋外広告業」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3 この条例において「屋外広告業者」とは、第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。

第三条中「を表示し、又は掲出物件を」を「又は掲出物件（第八号に掲げる区域においては、規則で定める広告物又は掲出物件に限る。）を表示し、又は」に改め、同条に次の二号を加える。

八 交差点及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域

九 前各号に掲げるもののほか、景観上特に重要な区域として知事が指定する区域

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所

第五条第一項第四号を次のように改める。

四 前三号に掲げるもののほか、景観上重要な区域として知事が指定する区域

第六条に次の一項を加える。

2 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出を行つた政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、

はり札、立看板その他の広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前条の規定は、適用しない。

第七条第二項中「一年をこえる」を「三年を超える」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（管理者の設置等）

第八条の二 第五条第一項又は第八条第二項の規定による許可を受けた者は、

当該許可に係る広告物又は掲出物件（規則で定める広告物又は掲出物件を除く）

く。)を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件の管理者は、法第十条第二項第三号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。

(変更等の届出)

第八条の三 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があつたときは、新たに当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者となつた者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらの管理者に変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件が滅失したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

第九条中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「規定する許可」の下に「又は第十七条の二第一項若しくは第三項に規定する登録」を、「別表第一」の下に「又は別表第二」を、「当該許可」の下に「又は当該登録」を加える。

第十一条中「前条に規定する」を「別表第一に定める」に改める。

第十二条中「第六条各号(第一号)」を「第六条(第一項第一号)」に改める。

第十三条中「の一」を「のいずれか」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 管理者を設置していないとき。

第十四条第一項第二号中「第六条各号」を「第六条」に改め、同条の次に次

の一条を加える。

(勧告)

第十四条の二 知事は、第三条から第五条まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反して広告物が表示され、又は掲出物件が設置されると認めるときは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、期間を定めて当該広告物又は当該掲出物件の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第十五条第一項を次のように改める。

知事は、前条に規定する勧告を受けた者が、第十七条の十七第一項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を行わなかつたときは、その者に対し、五日以上の期間を定めて、その勧告に係る広告物又は掲出物件の除却を命ずることができる。

第十五条第二項中「前項の規定による除却を命じ」を「前条の規定による勧告又は前項の規定による命令をし」に、「その除却」を「当該広告物又は当該掲出物件の除却」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第三条から第五条まで又は第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者に対し、五日以上の期間を定めて、当該広告物又は当該掲出物件の除却を命ずることができる。

第十五条の六の次に次の一条を加える。

(報告の徴収、立入検査等)

第十五条の七 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらの管理者に対し、

当該広告物の表示若しくは当該掲出物件の設置に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物若しくは当該掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物若しくは当該掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十七条中「二年間」を「三年間」に、「一年以内」を「三年以内」に改める。

第十七条の二を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第十七条の二 県内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第十七条の五(見出しを含む。)中「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改め、同条を第十七条の十三とし、同条の次に次の四条を加える。

(登録の取消し等)

第十七条の十四 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当する場合

は、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第十七条の五第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第十七条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第十七条の十五 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

2 知事は、屋外広告業者監督処分簿を、規則で定めるところにより閲覧に供しなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第十七条の十六 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、県内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

(公表)

第十七条の十七 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨(第一号に該当する場合にあつては、勧告の内容を含む。)を公表することができる。

一 第十四条の二の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

二 第十七条の十四第一項の規定により登録を取り消し、又は営業の停止を命じたとき。

2 知事は、前項の規定による公表(同項第一号に該当する場合に限る。)をしようとする場合は、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第十七条の四を削り、第十七条の三を第十七条の九とし、同条の次に次の三條を加える。

(業務主任者)

第十七条の十 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。

一 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 前条第一項の規定による講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項及び第二十四条第三項の職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者

同法第二十八条第一項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第四十四条第一項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第十七条の十二に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第十七条の十一 屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十七条の十二 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第十七条の二の次に次の六條を加える。

(登録の申請)

第十七条の三 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

三 未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

四 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地

五 第十七条の十第一項の規定により選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第十七条の五第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならぬ。

（登録の実施等）

第十七条の四 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 知事は、登録簿を、規則で定めるところにより閲覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第十七条の五 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。

一 第十七条の十四第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者で法人であるものが第十七条の十四第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

いもの

三 第十七条の十四第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第十七条の三第一項第四号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なくその理由を示して、申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第十七条の六 屋外広告業者は、第十七条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第十七条の三第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。（廃業等の届出）

第十七条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

(登録の抹消)

第十七条の八 知事は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は屋外広告業者の登録がその効力を失つた場合は、登録簿から当該登録を抹消しなければならない。

第二十二条の表中「第八条第一項及び第二項」の下に「第八条の三」を、「第十四条第三項」の下に「第十四条の二」を加え、「及び第十五条の六」を「第十五条の六、第十五条の七第一項及び第十七条の十七(第一項第一号に掲げる場合に限る。)」に改める。

第二十三条第二項第五号及び第六号を次のように改め、同項第七号を削り、同項を同条第三項とする。

五 第十七条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
六 第十七条の十第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者  
第二十三条第一項中「第十五条第一項」を「第十五条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の二第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないう屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けた者  
三 第十七条の十四第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者  
第二十三条に次の一項を加える。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十七条の十六第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

(両罰規定)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(過料)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。  
一 第十七条の七の規定による届出を怠つた者

二 第十七条の十一の規定による標識を掲示しなかつた者

三 第十七条の十二の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者  
別表第二を次のように改める。